

郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会会則

(名 称)

第1条 郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

(目 的)

第2条 本会は、市、関係機関及び事業所が連携して、郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）を実施し、郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）を構築することにより、行方不明になった認知症高齢者に対し迅速に対応できる仕組みの充実・強化を図り、もって市内の高齢者の見守りの体制や安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 見守りネットワーク 高齢者に対し、関係機関及び事業所が可能な範囲で自主的に見守り等を行い、これらの機関が相互に連携して当該高齢者の日常生活の支援を行う体制をいう。

(2) 見守り等 新聞及び郵便物並びに洗濯物の取込み状況、雨戸等の開閉状況等、普段と異なる様子の有無を確認すること及び異変を察知した場合の声掛けを行うことをいう。

(3) 見守り協力者 本事業に賛同し、本会に会員登録した関係機関及び事業所で別表に掲げる団体等をいう。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) 本事業の広報及び普及啓発

(2) 高齢者に対する地域における見守り等

(3) 第8条の関係者会議の開催及び見守り等の活動事例の紹介並びに見守り協力者の間の情報交換、課題検討等

(4) 前各号に掲げるもののほか、見守りネットワークの充実、見守り協力者の連携に必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、見守り協力者の登録をした関係機関及び事業所をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に会長及び副会長4名以内を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会員登録)

第7条 本事業に賛同する関係機関及び事業所は、郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク事業協力団体登録・同意書（第1号様式）を会長に提出する。

2 会長は、前項に規定する協力団体登録・同意書の提出があったときは、その内容を審査し、その登録の可否を決定し、郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク事業協力団体登録承認通知書（第2号様式）により通知する。

3 会長は、見守り協力者が登録の辞退を申し出たとき、又は見守り協力者として不適当と認めたときは、当該見守り協力者の登録を取り消すものとする。

(ネットワーク連絡会議)

第8条 本会は、見守り協力者において相互の連携を図り、ネットワークの機能の強化を図るため、年1回程度のネットワーク連絡会議を開催する。

(努力義務)

第 9 条 見守り協力者は、普段と異なる様子の有無を確認すること及び異変を察知した場合、その状況に応じて適切な機関又は第 11 条に規定する事務局に連絡し、又は相談するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 見守り協力者は、事業を行うに当たり対象者の事情を十分に考慮し、尊重するとともに、事業上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録を辞退し、又は取り消された後も同様とする。

(事務局)

第 11 条 本事業の円滑な運営を図るため、事務局を郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課に置く。

(その他)

第 12 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、平成 27 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 6 年 10 月 28 日から施行する。